



2018年度「在来線電車の保全体系の見直しについて」(電車の検査周期延伸) 申27号 に関する申し入れについて団体交渉を行う! その②

第6項 期間で管理しているゴム類や圧力計などの部品について 周期延伸における考え方を明らかにすること。また、検査計画をたてること。

- 基本的に総合車両センターで行っている作業は、車両センターで行うことは想定していない。
- ゴム類や圧力計などの部品について、電車整備標準は現行と変わらない。
- ゴム類については10年を目安として、必要な交換を行うが、装置保全で行うとは限らない。
- (圧力計) 規程には取り付けから48か月で交換と記載している。それを応用して、総合車両センターで交換するのか、車両センターで交換するのかは当事者同士の調整を行っていただく。
- 圧力計以外で想定している、期限管理が必要な物については、TIMS、無線関係の電池交換、信号炎管である。
- 車両センターで突発的に対応するものはあるが、計画的なものは総合車両センターで行う。

第7項 検査周期延伸後の検査内容の変更箇所について実施箇所及び設備設置状況を明らかにし、主電動機の気吹き装置など必要な設備は整えること。

- 主電動機の気吹き作業は、ほぼ全ての総合車両センターが対象になる。なお、実施については必要な装置が設置出来次第、行う。
- 長野、秋田、新潟、郡山は現状、車体と台車を分離して行っているので、気吹き装置がなくても対応できる。
- 新潟も要求があるので、必要な整備を行いたい。

第8項 周期延伸に伴い、電子機器、冷房装置、電動空気圧縮機、ドアなどの予防保全体制の強化を行うこと。

- (組合) 職場では特に予防保全の観点で、電子機器の不安が多い (会社) 電子機器の更新は必要な対応を行う。
- 予防保全の観点は、今までも会社として重要視しているもので、これまでどおり行う。
- 周期延伸にともなう、車両センターと総合車両センターでの意見交換は、マザーベースの品証会議で、一緒になって考えていただく。
- 解体区分の見直しや、重点的なポイントは車両センターと総合車両センターで議論していただきたい。解体区分もまさに今検討しているので、出来次第情報共有したい。

第9項 周期延伸に伴い車両管理システムに対し、管理キロの見直しや期限があるものについて、検査時期を指定し管理できるよう改修すること。

- 車両管理システムについては、検査周期群という項目があるので、その中に新しい項目を入れる。条件の揃ったところから、順次変更する。
- システム改修は済んでいるので、7月1日以降対応できる。
- これまでも無線機の管理など、一部システムを改修し追加している。期限管理をするものは、洗い出して必要な検討はしたい。
- 具体的な取り扱いをフローとして通達を出した。その内容に沿って 各箇所で教育をした後に対応していただく。

第10項 周期延伸に伴い解体区分の見直しや予防保全の強化が必要なことから、関係する地本において労使議論を行うこと。

- 協約に則り議論していくことに変わりはない。
- 総合車両センターは、年間業務量でも議論となる。車両センターについては、個別になる。

職場からの議論で検証運動をつくってほしい!